

千葉県市町村総合事務組合  
給与計算システム更新業務  
仕 様 書

平成30年4月

千葉県市町村総合事務組合

## 1 総則

本仕様書は、千葉県市町村総合事務組合給与計算システム更新業務（以下「本業務」という。）において、本業務の範囲、内容、本業務に応募する事業者（以下「事業者」という。）に要求する水準及び事業者が果たすべき役割を想定し、事業者が提案する際に必要な具体的な指針を示すものである。

事業者は、本仕様書に記載された事項について、実施方法等について提案すること。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的

現行の給与計算システム（以下「現行システム」という。）の再リース契約期間の終了及び構成ハードウェアの保守の終了に伴い、次期給与計算システム（以下「次期システム」という。）を構築する。

なお、次期システムの構築にあたっては、次の事項の実現を目指す。

- ① 習得しやすい操作性や誤入力を防ぐ工夫等が施されたシステムを導入し、事務の効率化を図る。
- ② 新たな法改正や制度改正に対して円滑に対応できるシステムを導入し、職員の負担軽減を図る。
- ③ 災害やトラブルが発生しても、業務が継続できる又は早期に業務が復旧できるシステムを導入し、災害等への対応強化を図る。

### (2) 業務の基本方針

本業務の実施にあたっては、次の事項を基本方針とする。

#### ① 機能追加等カスタマイズの抑制

法改正、制度改正等への円滑な対応及び設計、開発コスト・維持管理コスト等の抑制を図るため、カスタマイズは極力行わない形で導入する。

#### ② 給与計算業務の効率化

入力したデータは、PDF 形式による帳票出力やCSV 形式やMicrosoft Excelデータへの出力等により有効活用し、給与計算業務の効率化を図る。

### (3) 業務の範囲

本業務で実施する業務範囲の概要は、次のとおりとする。

① 契約締結からシステム稼働まで（システム準備契約）	ア システム構築業務 ●次期システムの構築に必要な調査、設計、導入 イ システム移行業務 ●現行システムからの抽出したデータの変換と次期システムへのデータ取り込み及びシステム移行
----------------------------	--

	時のサポート ウ 機器の設定 ●次期システムを利用するために必要な機器の搬入・設定
② システム稼働後 (システム提供契約)	ア 問い合わせ対応 ●次期システム利用に関する千葉県市町村総合事務組合(以下「本組合」という。)からの問い合わせを総合的に受け付ける窓口の設置及び対応 イ システム運用・保守 ●次期システムに係るハードウェア及びソフトウェアの運用保守 ●障害発生時の対応 ●法改正等に伴うシステム改修

#### (4) 履行期間

構築期間：契約締結日から平成30年8月31日（金）

運用期間：平成30年9月1日（土）から平成35年8月31日（木）まで

#### (5) 処理対象団体及び規模

千葉県市町村総合事務組合 31名

千葉県町村会 8名

千葉県市長会 3名

財団法人千葉県市町村振興協会 3名

千葉県町村議会議長会 1名

千葉県地方土地開発公社 1名

合計 47名（1人が団体を重複する場合もあり。）

### 3 システム機能要件

#### (1) システム要件

本業務で提案する次期システムは、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 他の地方公共団体で導入実績のあるパッケージシステムであること。
- ② 次期システムにおいては、少なくとも以下に示す業務が遂行できるための機能を有していること。
  - システム共通
  - 月例
  - 期末勤勉
  - 年末調整

- 家族情報
  - 改定差額
  - 管理
  - その他
- ③ 次期システムに必要な機能は、機能要件仕様書（様式第3号）のとおりとする。
- ④ 導入する次期システムは、ユニバーサルデザインについて考慮し、アクセシビリティ指針（JIS X 8341）に準拠していること。
- ⑤ 導入する次期システムのソフトウェアは、オープン・スタンダードであること。

(2) ハードウェアの要件

- ① サーバ  
本仕様書の要件を実現可能なハードウェアを使用し、保守も行うこと。
- ② クライアント端末  
次期システムを利用する際に使用するクライアント端末の標準構成は、次のとおりである。

項目	標準構成
メモリ	4 GB
HDD	5 0 0 GB
CPU	Core i5

- ③ クライアント端末数  
クライアント端末数：1台

(3) ソフトウェアの要件

- ① サーバ  
本仕様書の要件を実現可能なソフトウェアを用意し、保守も行うこと。
- ② クライアント端末  
クライアント端末の主なソフトウェアの構成は、次のとおりである。

項目	内容
稼働OS	Microsoft Windows 7以上
Office ソフト	Microsoft Office Standard 2016
ブラウザソフト	Internet Explorer 9 以降

(4) セキュリティ要件

- ① 不正アクセス対策  
システム利用時に、利用者はユーザID とパスワード等で本人認証され

る仕組みを備えること。また、ログイン・ログアウトの履歴はログ情報として保管され、事後に参照できること。

② 利用機能制限

利用者を任意にグループ分けでき、かつ、グループごとに利用可能な機能を制限できる等、次期システムへのアクセス権限設定及びユーザ管理設定が柔軟にできること。

③ アクセスログ

全ての操作は、ログに記録されなければならない。また、記録されたログは、不正に消去・改ざんされないような仕組みを有さなければならない。さらに、アクセスログは、操作者、操作内容、アクセスされたものなどをキーとして、検索ができること。

(5) 文字コード要件

① 外字は、既存のWindows 標準の外字ファイルを使用する。

② 想定されるアクセス環境（デバイス、ブラウザ、EUC 等）において、文字コードに起因した文字化けを起こさないこと。

4 システム品質・性能要件

(1) システム品質

① 基本動作方式

システムの基本動作方式は、現在及び将来に向けての技術動向を踏まえた、陳腐化しにくい構造に基づいていること。

② 標準適合性

システムで採用するハードウェア、ソフトウェア及び通信プロトコル等の規則類は、国際標準又は業界標準に準拠したものであること。

③ 障害許容性

単一障害がシステム全体の停止に及ばないよう、適切な耐障害性機能を備えること。

④ 回復性

障害発生時、速やかにシステム復旧ができるようバックアップ・リカバリのための適切な装置及びソフトウェア機能を備えること。データベースのリカバリは、障害発生時点の直前の操作までデータ回復が可能な構成にすることが望ましい。

なお、本要件を実現するために必要なシステム運用作業については、システム運用管理マニュアルとして文書化すること。

(2) 拡張性・理解性・習得性・操作性

① 次期システムは、5年以上にわたり快適にサービスが利用できるよう、

適切なハードウェア能力・容量を備えること。

また、予期できない処理量やデータ量の増大に備え、適度な拡張性を備えること。

- ② 次期システムは、使用者にとって理解や習得、操作しやすい設計がされていること。

## 5 データ連携・データ移行要件等

### (1) 他システムとのデータ連携

他のシステムから出力されるデータが次期システムにインポートできる機能を備えること。

なお、連携方法の詳細は、次期システム構築時に打ち合わせの上決定する。

### (2) データ移行要件

原則として、現行システムで保有する全てのデータを、次期システムに移行させるものとする。

なお、次期システム本稼働時において、移行させたデータ以外に必要なデータがある場合は、事業者が別途データ入力等を行うこと。また、現行システムで保有するデータの詳細は、次期システム構築時に打ち合わせの上決定する。

### (3) システム移行要件

- ① パッケージソフト及び開発したアプリケーション等、本番稼働に必要なソフトウェアについて本番環境への移行を行い、初期設定等必要な環境設定を行うこと。

なお、稼働前に本番環境において次期システムが正常稼働することを確認し、設計作業等で取りまとめた全ての要件が実現されていることを確認すること。

- ② システム移行の結果は、要件確認結果及び性能検証結果も含めて、システム移行結果報告書として取りまとめ、提出すること。

### (4) システム利用終了時のデータ移行

次期システムの利用を終了する場合、本組合の指示に従って、業務引き継ぎに必要なデータを、システムから無償で出力して最低3回提供すること。提供するデータ形式は、総務省が定める中間標準レイアウト仕様の最新版の形式とする。無償で提供できない場合は、本組合の職員がシステムから同様の形式でデータを出力できる機能を備え、その利用方法を開示すること。

なお、中間標準レイアウトに対応できないデータが存在する場合は、レコードレイアウト等必要なドキュメントと合わせて無償提供すること。

## 6 システム運用・保守要件

### (1) システム運用要件

稼働後の運用については、次のことを要件として提案すること。

#### ① サービス提供時間

原則として24時間365日利用（点検や保守のための計画的な停止時間を除く）でき、利用時間を管理者権限で設定できること。

24時間365日利用できない場合は、サービス提供時間を提案書に記述すること。

#### ② 運用方式の設計

ア 次期システムを安定稼働させるために必要な運用管理システム機能及び人的運用管理作業を設計すること。

イ 事業者と本組合の間での運用体制と役割分担を明確にし、文書化して提示すること。

ウ 運用設計にあたっては、本組合担当職員のスキルレベルを考慮し、実際に運用が可能な内容とすること。

### (2) システム運用支援要件

事業者は、次期システムの安定稼働を目的とした次のシステム運用支援作業を実施すること。

#### ① 問い合わせ対応

次期システムに関する問い合わせ窓口を設け、原則として開庁日の勤務時間内（8時30分から17時15分）は問い合わせに対応すること（繁忙期は勤務時間外に及ぶ場合もある）。この条件での対応が不可能な場合は、対応可能な時間を提案書に記述すること。

#### ② アプリケーションの障害対応

ア アプリケーション障害発生時に、状況確認（影響範囲等）や原因究明を行い、復旧作業を行うこと。

イ 障害発生連絡を受けた場合又は障害発生を検知した場合は、原則、即時対応すること。

ウ 障害状況、障害調査状況について速やかに報告すること。

エ 再発防止策の検討を行い、報告すること。

#### ③ 障害時のソフトウェア・データの復旧対応

ハードウェア等の障害で装置等を交換し、OS やミドルウェア、アプリケーションの再インストールが必要になった場合は、再インストールを行うこと。同様にデータのリストアが必要となった場合は、リストアを行うこと。

#### ④ データの整合性確認と復旧

アプリケーション障害等によりデータの不整合等が生じていないかを確

認し、必要に応じてデータの復旧作業を行うこと。

⑤ アプリケーションの変更管理

ア アプリケーションプログラムの修正等を行った場合は、テスト・稼働確認を行い、本組合の承認を得た上で、システムに適用すること。

イ 上記の場合、関連する設計書等の改訂を行うとともに、修正履歴をドキュメントとして整備すること。

⑥ CSV やMicrosoft Excel 形式等の出力支援

システム稼働後、入力データの全部又は一部についてCSV やMicrosoft Excel 形式等での出力が可能なEUC機能を備えること。

(3) ソフトウェア要件

① 問い合わせ対応

ソフトウェアに関する問い合わせ窓口を設け、原則として開庁日の勤務時間内（8時30分から17時15分）は問い合わせに対応すること（繁忙期は勤務時間外に及ぶ場合もある）。この条件での対応が不可能な場合は、対応可能な時間を提案書に記述すること。

② アプリケーションの更新

ア 常に安定したソフトウェア環境が確保できるよう、事業者がパッチやバージョンアップを実施し、万が一障害が発生した場合は、迅速に現地対応すること。なお、バージョンアップ等の実施方法を、提案書に記述すること。

イ 制度改正・法改正等に伴うアプリケーションの更新・バージョンアップを行う場合は、事業者がインストール作業・動作確認を行うこと。

なお、変更点を操作マニュアル、運用マニュアル等へ反映させること。

ウ 制度改正や法改正によるパッケージのバージョンアップにかかる費用は、毎年のソフトウェア保守料に含めること。

ただし、大規模な改正案件は、本組合と別途調整の上対応すること。

エ OSやミドルウェア類の不都合や脆弱性が発覚した場合、稼働への影響がないことを十分検証した上で、パッチ適用やバージョンアップ等の必要な作業を実施すること。なお、本稼働後5年以内でOS やミドルウェア類のバージョンアップが必要な場合は、提案費用に含めること。

(4) その他保守要件

① 保守責任

事業者は、全ての納入物や実施作業について、機器等も含めて一切の責任を負うこと。

② 技術サポート

次期システムに関連する質問等に対して速やかに対応すること。このとき、質問等の連絡手段として、電話、電子メールが利用可能なこと。



## 7 成果物の納入

### (1) 納入する成果物

事業者は、以下の成果物を適宜提出するものとする。この他にも提出を要する成果物が生じた場合は、その都度事業者と本組合が協議を行い、成果物の追加等を行う。

- ① 機器保守マニュアル
- ② システム運用マニュアル
- ③ 帳票一覧
- ④ ソフトウェア設定説明書
- ⑤ データ及びシステム移行結果報告書
- ⑥ 障害対応マニュアル

### (2) 成果物の納入方法

上記成果物の納入は、紙ベースと電子データでの納入とする。

## 8 その他

### (1) 業務引き継ぎに関する事項

本業務の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除、その他契約の終了事由のいかんに関わらず、次期システムの使用を終了する場合は、業務引き継ぎに必要なデータ移行時等について、誠意を持って対応すること。

なお、データ移行については、「5. (4) システム利用終了時のデータ移行」に準じて作業を実施すること。

### (2) 個人情報の保護

事業の実施に際して、事業者が個人情報の処理等を行う場合は、本組合個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

### (3) 秘密保持

事業者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

### (4) 再委託の禁止

本業務の事業者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本組合に提出し、本組合の承認を得なければならない。

(5) 瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に仕様書との不一致が発見された場合、事業者は無償で是正措置を行うこととする。

(6) 仕様書に定めのない事項に関する協議

本仕様書に定めのない事項については、事業者と本組合が協議の上定めるものとする。